

密接不可避業種感染予防対策推進事業者給付金 QA

No.	区分	質問	回答
1	公募について	公募スケジュールは	令和2年7月8日(水)～8月31日(月) 消印有効 ※受付は先着順。予算の範囲を超える申請があった場合は、受付を終了する場合があります。
2	公募について	申請書はどこで入手するのか	県のHPから申請書をダウンロードしていただくか、県施設に紙申請書を設置しています。 (県庁本館2階県民相談総合プラザ、県庁第1別館1階受付、県地方局・支局)
3	公募について	申請先はどこか	〒790-8799 松山中央郵便局留 (審査事務局)伊予鉄総合企画株式会社 に郵送してください。メール、持参による申請は不可です。
4	公募について	問合せ先はどこか	新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談窓口 TEL:0120-365-730 ※お問い合わせ内容により、別の連絡先を案内する場合があります。
5	審査について	審査の進捗状況は分かるか	原則お答えできません。 なお審査の途中で、申請書に不備や不明点があった場合は事務局から連絡する場合があります。
6	審査について	何件給付されるか	およそ4,000件です。
7	審査について	給付金はいつ振り込まれるか	申請受付後、概ね1か月程度で順次支給決定、給付金振込を行います。申請書に不備や修正があった場合は、時間がかかることがあります。
8	対象者	対象者は	県内に事業所を有する中小企業者のうち、主たる業種が理容・美容業や鍼灸・整体院など、その業務の性質上、身体への接触が不可避な業種が対象となります。 【対象業種】 ・理容業 ・美容業 ・エステティック業 ・リラクゼーション業(手技を用いるもの) ・ネイルサービス業 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師の施術所 ・その他療術業(カイロプラスティック療法業、ボディケア、ハンドケア、フットケア、ヘッドセラピー) ・その他、知事が認めるもの
9	対象者	1つの会社・事業所において複数の経済活動を行っている場合の「主たる業種」とは	主要な活動(例えば、利益や売上高などの最も大きいもの)によってその業種を決定します。
10	対象者	既に「新型コロナウイルス感染症対策推進事業者協力金(R2.5.1～7.31)」を受給している場合は	対象外となります。
11	対象者	対象者は、申請すれば全員が給付決定されるか。	申請内容を審査し、要件を満たさない場合や申請に不備がある場合は、不支給になることがあります。
12	対象者	全国チェーンの直営店舗は対象か	対象外となります。
13	対象者	フランチャイズ経営をしているチェーン店は対象か	対象となります。

14	対象者	県外に本社があり、県内に店舗・事務所がある事業者は対象か	対象となります。
15	対象者	県外に本社があり、県内にてチェーン店舗を営んでいる事業者は対象か	チェーン店舗を直営している場合は対象外となります。フランチャイズ経営している場合は対象となります。
16	対象者	県内に本社がある事業者が、県外に所在する事業所における取組で申請できるか。	対象外となります。
17	対象者	NPO法人は申請できるか	対象外となります。(会社および会社に準ずる営利法人、個人事業主を対象としているためです。)
18	対象要件	対象要件は	申請時点で営業実態がある事業者で、その所属する業界が策定したガイドラインに則した取組を令和2年4月13日以降に実施し、申請時点において継続していること
19	対象要件	感染防止ガイドラインとは	各産業分類に対応するガイドラインは下記をご参照ください。 (URL) https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf
20	対象要件	対象となる業種にガイドラインがない場合はどうするのか	類似業種のガイドラインに則した取組を実施してください。 (令和2年4月13日以降に実施し、申請時点において継続していること)
21	対象要件	どのような取組が対象になるのか	以下のものについては全て実施してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用(必要に応じフェイスシールド、ゴーグル、手袋) ・定期的な換気の徹底(窓がない場合は、換気扇、空気清浄機の設置) ・従業員への検温の実施、体調の確認 ・定期的な消毒除菌の徹底及び消毒液等の設置 さらに以下のうちから2つ以上を実施してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策について顧客への説明(HP、SNS、店頭掲示、書面配布等) ・予約数、来店人数の制限、席間隔の確保 ・対面時、施術時等のビニールカーテン(アクリル板)の設置 ・来店者への検温の実施、体調の確認 ・キャッシュレス決済の導入 ・その他
22	対象要件	ビニールカーテン(アクリル板)は、レースカーテンでもよいか。	設置場所や形状が効果的と認められた場合は対象になります。
23	添付書類	確定申告書に收受日付印は必要か。	必要です。
24	添付書類	確定申告を電子(e-tax)で行った場合はどうすればよいか。	e-taxにより申告した際の「受信通知」と確定申告書の控えの写しを提出してください。
25	添付書類	確定申告書に收受日付印がなく、「受信通知」もない場合はどうすればよいか。	税務署発行の納税証明書と確定申告書の控えの写しを一緒に提出してください。
26	添付書類	創業間もないため確定申告を行っていない場合はどうすればよいか。	原則、確定申告書の提出は必要ですが、創業間もない事業者(確定申告を行っていない)の場合は、提出不要とします。

7/14
追加7/14
追加7/14
追加7/14
追加

27	添付書類	<p>施術所に関し、開設届の写しがない場合は、どうすればよいか。</p>	<p>施術所開設時に開設届を提出した保健所において、届出済証明書の発行を依頼し、発行された当該証明書を添付してください。 ※証明書の発行には、別途、手数料が必要となります。</p>	7/27 追加
28	添付書類	<p>各業種開設に必要な検査済み証、開業届の写しがない場合で、さらに上記問No.27に記載の届出済証明書もない場合はどうすればよいか。</p>	<p>提出は必須となりますので、ない場合は、原則対象外となり申請できません。 なお税務署へ開業届提出後に本給付金を申請することは可能です。 また、例外として、営業開始にあたって公的機関による検査が不要な業種で開業届も提出していない場合には、営業に必須となる免許証及び直近1月の売上台帳の写しの提出によりそれに代えることができます。</p>	7/28 追加
29	添付書類	<p>取組内容の分かる書類は、どのようなものがよいか。</p>	<p>必須項目については、書類の提出は不要です。 選択項目について、客観的にその実施状況が分かるものを添付してください。(HPの写しや写真等)</p>	7/28 追加